

令和5年(ワ)第2913号 オンライン記事掲載差止等請求事件

原告 部落解放同盟埼玉県連合会 外1名

被告 宮部龍彦

意見書 (異議申立てについて)

2024年10月10日

さいたま地方裁判所 第2民事部 合議B係 御中

原告ら代理人弁護士 山本志 者



被告から提出された本年9月26日付「訴訟指揮等に対する異議申立書」に対して、原告らの意見を明らかにする。

第1 意見の趣旨

被告の各異議申立てには理由がない。

第2 意見の理由

1 訴訟指揮等に対する異議 (民事訴訟法第150条) について

民事訴訟法第150条は、口頭弁論の指揮に関する裁判長の命令又は釈明権の行使として裁判長もしくは陪席裁判官がした処置について、当事者が異議を申し立てることができるとしている。そして、被告が問題にしている裁判所の行為は、手続を主催する訴訟指揮権の行使であり、訴訟の審理を迅速・公平に行い、

充実したものにするために裁判所に認められている権能である。この訴訟指揮権は、原則として裁判所に属する（合議体の審理では裁判長がこれを行う）。

しかし、被告が申し立てる「異議」なるものは、1については民事訴訟法の原則に基づいた措置に対するものであり、2及び3はそもそも現に行われた訴訟指揮権の行使に対するものではないので、全て民事訴訟法160条の異議の対象とはならない。

2 異議申立書「第2 申立の事由」に記載された事実への認否・反論

異議申立書に記載されている事実は、そもそも「第1 申立の趣旨」に記載されている各事項の理由にはなっていないと考えるが、異議申立書には、被告の憶測に基づく事実が記載されているので、一応、原告として認否し反論する。

(1) 1について

原告ら準備書面3について、原告らの提出が同月12日であったこと、原告代理人が裁判官から提出が同月12日になった理由の説明を求められていないことは認め、その余は争う。

同月4日までの期限指定について原告代理人に誤解があったこともあり、原告ら準備書面3については提出が同月12日になってしまった。当事者双方が期限指定を守るべきであることは被告の主張するとおりである。

しかし、書面の提出期限は、提出する書面等の内容を次回期日までに確認するために裁判所が指定するものであって、書面の提出を受けた当事者及び裁判所が、提出された書面の内容を確認し書面の内容について意見を形成することができていれば、口頭弁論期日における陳述は認められてよい。

(2) 2について

否認ないし争う。

原告ら準備書面3は、原告らが、争点を意識し、主張を整理するために提出しているものである。被告が原告ら準備書面3に対して意見があるなら、それは被告が準備書面等で主張すればよいことであり、裁判所の訴訟指揮の問題ではない。裁判所において、弁論の整理、審理の進行は適切に行われている。

(3) 3について

前回口頭弁論期日で、被告が「オンライン手続にできないのか」などと意見を述べていたこと、原告側がその点について意見を求められていないことは認めるが、その余は否認ないし争う。

(4) 4について

否認する。

被告の主張は憶測に基づく妄想である。

前回の口頭弁論期日で、次回期日の日程調整を行った際に、裁判長から当事者双方に「裁判所としては12月4日としたいと考えている。できる限りそれに合わせてほしい」旨伝えられた。原告らとしては、これまでの訴訟進行から、11月か遅ければ12月の水曜日に期日が入るものと想定して、原告ら代理人及び原告の間でスケジュールの確認をしていた（裁判所からの事前の連絡は一切ない）。11月の水曜日はすでに別件が入ってしまっているところもあったが、12月であればあいていたので、裁判長からの期日指定を請けることができた。裁判所は、12月であれば、書面の提出準備も十分に行うだけの期間が確保でき、当事者双方の予定が入っていないだろうと予測して、警備の調整などもした上で期日候補を提示してきたものではないかと考えている。

(5) 5について

毎回多数の傍聴希望者がおり抽選が行われていること、職員が警備の体制をとっていることは認めるが、その余は否認ないし争う。

傍聴希望者が多数いることは、本件が、「部落差別」の問題に関わるものであり、インターネット上の差別につながる表現という現代的なテーマをも含み、社会的関心が高い事件であることを示すものである。被告は「原告側の関係者」というが、それが何をさすのかは明らかではない。

訴訟の審理及び判決の言渡しを一般に公開された法廷で行うというのは、憲法上の要請でもあり（82条）、審理の適正が一般市民の傍聴によって確保されるというところに大きな意味がある。傍聴人が多数いること自体が「実質的に被告に対する威圧、一般傍聴者への妨害」にあたるというのは、この憲法上の要請たる口頭弁論の大原則を否定する主張であり、被告の事実認識に歪みがあることの証左である。原告らも傍聴人も被告に対する威圧行為などは一切行っておらず（だからこそ被告も「実質的に」と言わざるをえない）、傍聴者がいること自体が威圧であるなどという主張は裁判制度の否定である。

本件訴訟は、被告が、被差別部落をさらす行為を言い続けていることによって、被害を受けている多数の住民が存在していることを前提にして、原告らがやむにやまれず提起したものである。それを「民事訴訟の手続きを本来の目的ではなく、当事者への威圧のために用いること」であるかのように貶めることは看過できない。被告は前回口頭弁論期日で「これではまるで糾弾会だ」という趣旨の発言をした。被告のこの発言は裁判所や裁判制度に対する冒瀆でもある。被告は認識を改められたい。

なお、法廷の警備については、原告らとしても、事件の性質に鑑みて過剰ではないかという意見を持っていることは付言する。

3 オンライン手続について（申立ての趣旨1について）

被告は誤解しているようだが、口頭弁論は「裁判所において」公開の法廷で行

うのが原則である（民事訴訟法87条1項など）。いわゆるオンライン手続は、「裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、口頭弁論の期日における手続を行うことができる」（民事訴訟法87条の2第1項）と定められているとおり、裁判所が「相当と認めるとき」に行われるべきものである。前回口頭弁論期日で、裁判長が「裁判所は（この事件は）口頭弁論期日で行うのが相当と考えている」旨発言されたのは、本件はオンライン手続で行うことが「相当ではない」という判断が前提にあるものと認識している。オンライン手続で行うことについては「当事者の意見」の聴取が必要であるが、行わないことについての意見聴取は不要である。

なお、原告らとしては、原告が複数いること、傍聴希望者が毎回多数に及ぶなど社会的関心の高い事件であることから、口頭弁論期日は公開の法廷で行うのが当然であると考えており、改めて裁判所からオンライン手続で行うことについて意見を聴かれることがあれば、明確に反対する。

4 書面の提出期限について（申立ての趣旨2について）

異議申立ての対象ではないと思料する。

原告らの主張は、2（1）のとおりである。

前回口頭弁論期日は9月18日であり、原告ら準備書面3が提出されてから6日後である。一般的に言って内容を確認する時間があり、実際にも、被告は、同口頭弁論期日において、原告ら準備書面3の内容について「単なる感想文である」などと述べ、被告なりに十分に検討を加えた上で書面に関する意見を表明していた。

被告の申立ての趣旨1項は、前回口頭弁論期日に行われた裁判長の訴訟指揮に対するものではなく、将来の裁判長の訴訟指揮に関する提案であり、そもそも異議の対象とはならないものと考ええる。

なお、原告らとしても提出期限については遵守するように務めたいが、「期限を過ぎたら陳述を認めない」という方針を裁判所が形式的にとることは、訴訟の円滑な進行上望ましくない。「被告自身がそのような行為を他の裁判でも経験している」と被告が述べるように、他の裁判所においてもそのような措置はとられていない。それは、多くの裁判所がそれぞれ準備書面の提出期限を定める趣旨と迅速かつ円滑な訴訟運営のバランスをとって、具体的事情の下で判断しているからである。

5 傍聴席の確保について(申立ての趣旨3について)

異議申立ての対象でないと思料する。

被告「関係者」で傍聴希望者がいるなら、他の傍聴希望者と同様に傍聴券交付の時間に並び、抽選を受ければよい。特別な事情がないにもかかわらず、被告側に対してのみ配慮をすることは、それこそ衡平に反する。

以上